

『フリーランス保護新法の概要とポイント』

現状フリーランスは原則労働者としての扱いがなく、労働基準法の適用外です。そのため、権利が十分に保護されず、問題が起きた際に泣き寝入りとなるパターンも少なくありません。トラブルを回避し、フリーランスの立場をより強くするための法が、フリーランス保護新法です。本セミナーでは、新法で変わるさまざまな注意点について確認していきます。ご自身がフリーランスとして活躍されている方は必聴です。ぜひこの機会にキチンとした知識を身につけてみませんか。

開催日▶ 令和7年7月4日(金)

14:00～16:00

場 所▶ 佐賀商工ビル 7 階 703・704 会議室
(佐賀市白山 2 丁目 1-12 佐賀商工ビル 7 階)

お車でお越しの際は、佐賀商工ビル提携駐車場※をご利用下さい。
提携駐車場を利用された方のみ無料駐車券を配布致します。
(※佐賀商工ビル内駐車場、唐人南パーキング)

定 員▶ 20 名

(定員になり次第、締切らせて頂きます。)

対 象▶

1. 自身がフリーランスでお仕事をされてる方
2. お仕事をフリーランスの方へ発注している方
3. フリーランスの方と有期労働契約をされている方

参加費▶ 無料

お申込▶

下記の QR コードまたは Web サイトよりお申込み下さい。

<開催日前のリマインドメール送信について>

開催日が近づきましたら、リマインドメールをお届けしますので、お申込みの際、メールアドレスの入力ミスが無いようにご注意ください。

カリキュラム

1. フリーランス保護新法の概要
2. 保護対象となる人や取引
3. 企業が取べき対応
4. 違反した場合
5. フリーランスが知っておくべき内容
6. まとめ

講師▶

特定社会保険労務士 警察の元刑事
ガーディアン社会保険労務士事務所代表

えしま みおこ
恵島 美王子 氏



人事総務出身者が多数を占める社労士業界において異色の経歴を持つ、元警察の刑事部出身の社会保険労務士。交番・交通課勤務を経て、本部刑事部捜査第二課・所轄刑事課知能犯係において、詐欺・横領・贈収賄事件等の知能犯捜査に従事。その後、法律事務所・社労士事務所に転職後、2022 年に社労士事務所を設立。中小企業の人事労務全般にわたって支援している一方、全国各地の商工会議所などでセミナー講演講師としても活動している。登壇実績多数。

<登壇実績テーマ>

- 今さら聞けない労務管理の基本
- 元刑事の社労士が教える！ハラスメント対策相談はこうして話を聴く
- 有事の際にあなたの会社は大丈夫？企業が生き抜くための備え「事業継続計画（BCP）」策定の実務
- もう 1 人で悩まない！育児と介護のダブルケア 仕事の両立を考える改正育児介護休業法
- 元警察官の社労士が教える！ 2022 年度施行 道路交通法の改正ポイントと対策～労基法と道交法の仕組みを理解する～
- 建設業・運送業の働き方改革 2024 年問題に向けた対応～

7/4 佐賀商工会議所 経営安定セミナー参加申込フォーム・申込サイト

申込フォーム及び申込サイトよりご入力いただく情報は、当所からの各種連絡・情報提供等以外では利用しません。

1. スマートフォン・タブレットの場合は、右の QR コードよりお申込み下さい。

2. パソコン (Web) の場合は、以下の URL よりお申込み下さい。

<https://e-ve.event-form.jp/event/103095/HLucagSG>



お問い合わせ



佐賀商工会議所 企業支援部 支援・サービス企画課 (担当：小寺、岡本)

佐賀市白山 2 丁目 1-1 2 TEL：0952-24-5158 FAX：0952-26-2914

HP>><http://www.saga-cci.or.jp> →セミナーの情報は HP でもご覧頂けます。